

村山市農地賃借料情報

令和4年1月から令和4年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりです。

令和5年4月1日

村山市農業委員会

1. 田(水稲)の部

10aあたり

締結(公告)した地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
楯岡	5,700 円	7,300 円	2,500 円	76
西郷	5,700 円	7,700 円	2,000 円	87
大倉	3,200 円	5,400 円	1,600 円	27
大久保	5,200 円	7,300 円	4,600 円	31
富本	6,200 円	7,300 円	2,800 円	60
戸沢	4,400 円	7,300 円	2,500 円	102
袖崎	5,000 円	6,000 円	2,700 円	79
大高根	6,000 円	10,000 円	3,000 円	172
(参考)村山市平均	5,400 円			634

2. 畑(普通畑)の部

10aあたり

締結(公告)した地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
村山市全域	5,000 円	10,000 円	2,200 円	33

この賃借料は、あくまでも参考です。

実際の賃借料は、当事者間の話し合いで決めてください。

1. データ数は、集計に用いた筆数です。
2. 賃借料データの平均値±(平均値×70%)を超えるものは、集計から除いています。
3. 上記一覧表の金額は、土地改良区費を耕作者が支払った場合の金額です。
4. 集計結果の100円未満を四捨五入しています。

- 農地に関する諸手続き(許可申請等)は、毎月25日が締切日です。
- 農地を農地以外のものにする際は、許可が必要です。
- 農地に関することは、地域の農業委員、農地利用最適化推進委員または、農業委員会へご相談ください。

問合せ先 村山市農業委員会 電話 0237-55-2111